



総務省

一部機能経過措置に係る実装区分等の見直しについて

令和 8 年 10 月 2 日

総務省 自治行政局

住民制度課 デジタル基盤推進室

- 1． 第28回検討会（R8.7.30）の振り返り
- 2． 個別の機能等に係る実装区分等の見直し

-
1. 第28回検討会（R8.7.30）の振り返り
 2. 個別の機能等に係る実装区分等の見直し

第28回検討会（R8.7.30）の振り返り

- 第28回検討会（R8.7.30）では、一部機能経過措置の対象となっている機能・帳票（以下「機能等」）について、実装区分等の見直しを行うに当たり、見直しを行う際の観点・見直しの進め方等について意見交換を行い、以下の点を中心に確認した。

1. スケジュール・検討事項

- 令和8年度中に検討し、令和9年1月末の標準仕様書の改定に反映することを目指す。
- 経過措置対象の機能等について、実装区分（実装必須/標準オプション/実装不可）の見直しを行い、実装必須機能又は実装不可機能から標準オプション機能へ実装区分の変更を行う必要があるか否かを検討。

2. 見直しの観点

- 実装区分等の見直しに係る枠組み（「見直しの観点」）は、①システム構築主体としてのベンダの観点、②制度所管省庁としての総務省の観点、及び③システム利用主体としての自治体の観点、の3つに基づき整理することとし、各観点の具体的な内容を確認。（⇒詳細は4・5頁で再掲）

3. 見直しの進め方

- 個別機能等の実装区分等の見直しフローを確認。（⇒詳細は6頁で再掲）
- 上記フローに基づき事務局において個別に実装区分等の見直しの要否等を検討し、検討結果を踏まえ第29回検討会（今回）で議論。（⇒詳細は9～17頁）

① ベンダの観点

分類	内容（経過措置適用の理由）	見直し
【未実装】【残存】 事業者のリソース・ 開発期間の不足	【未実装】 リソース・開発期間の不足により、機能・帳票の開発を後回しとしたもの＜①－１＞ 主な理由 ・新たに生じた制度改正等の対応を優先した ・システムの根幹の変更や、困難な開発を要する等の理由により、令和７年度中の実装に品質面で懸念が生じた ・現行システムにおいて未搭載の実装必須機能（帳票）が多く、優先順位を付け開発をすることとした	無
	【残存】 標準化対応に合わせて機能を分離する予定だったが、令和７年度末までに間に合わなかったもの＜①－２＞	無
【未実装】【残存】 要件上の疑義	【未実装】【残存】 機能・帳票について、仕様・解釈等が明確でないことから開発が困難とされたもの＜①－３＞	※
	【未実装】【残存】 他の標準仕様書や外部システム仕様書との不整合があり、正しい対応が判断できず開発が困難とされたもの＜①－４＞	※

※ 標準仕様書の記載ぶりの修正、FAQ等での解釈の明示等を検討

② 総務省の観点

分類	内容	見直し
【未実装】 制度上の要請	【未実装】 法令や通知で規定されているもの＜②－１＞	無
【未実装】【残存】 政策的観点	【未実装】 デジタル社会であるべき姿（電子化・ペーパーレス化）を視野に設定されたもの＜②－２＞	無
	【未実装】 検討会で重点的に議論されたもの（支援措置・引越しOSS・除票DB・転出証明書の二次元コード・審査決裁機能等） ＜②－３＞	無
	【未実装】【残存】 データ連携に支障をきたし、事業者間調整（及び自治体の調整コスト）が発生する可能性があるもの＜②－４＞	無
	【未実装】【残存】 標準オプション機能とした場合、事務フローの標準化が難しくなるもの＜②－５＞	無
【未実装】 影響団体数	【未実装】機能に係る業務を実施している自治体が限定的なもの＜②－６＞	有

注：「内容」は、経過措置の対象となっている機能・帳票の性質を記載

③ 自治体の観点

分類	内容	見直し
【未実装】 住民サービスへの影響	【未実装】 代替措置（外部システム（CS等）で別途入力等）によって、事務運用が煩雑になり住民サービスに影響があるもの ＜③－１＞	無
	【未実装】 当該機能が無い場合に、事務的なミス（誤処理・誤証明・誤連携等）を誘発し、住民サービスに影響を与える恐れがあるもの ＜③－２＞	無
【残存】 事務運用への影響	【残存】 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更に時間を要し令和７年度末までに間に合わないもの ＜③－３＞	無
【残存】 自治体からの機能継続要望	【残存】 当該機能を削除すると自治体職員の事務負担の増大や非現実的な運用変更、事務的なミスによる住民サービスへの影響等が生じるため、機能の継続を強く求められているもの＜③－４＞	有
【未実装】 自治体の生産性向上	【未実装】 自治体の生産性向上への効果が見込まれ、過大な費用を必要としないと考えられるもの＜③－５＞	無

注：「内容」は、経過措置の対象となっている機能・帳票の性質を記載

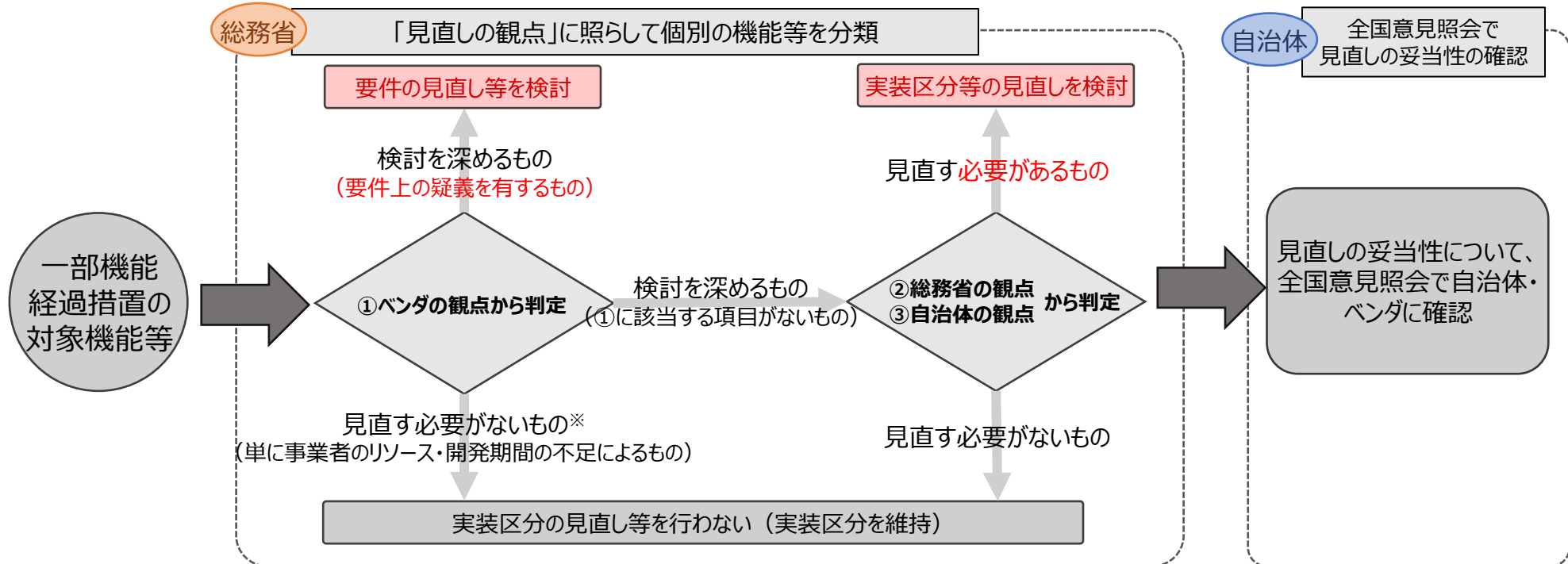
※ 見直しに当たっての留意点

- ✓ 標準オプション機能は、自治体の業務実施状況の違いを吸収するため、やむを得ない場合に設定する（基本方針）ことに留意
- ✓ 標準準拠システムに個々の業務フローを合わせることを基本とし、特異な業務フローに基づく標準オプション機能の増加は望ましくないことに留意
- ✓ ベンダによっては既に機能等の実装・分離を行っており、途中で要件緩和すると「不公平感」を生む可能性があることや、場合により追加費用・個別契約等を生じる可能性があることに留意
- ✓ 特に住民記録システムは他業務のシステムや外部システム等と密接に関わるため、実装区分の見直しに当たっては、機能等単体に限らず実務全体へ与える影響に留意
- ✓ 実装必須機能から標準オプション機能に変更することで、場合によっては自治体の希望にもかかわらず当該機能等をベンダが実装しなくなる懸念があることに留意

- 個別の機能等に係る実装区分等の見直しに当たっては、経過措置対象機能等の多くが「事業者のリソース・開発期間の不足」により実装等が遅れている実態を踏まえ、まずは「① ベンダの観点」により機能等を分類し、検討を深めるもの（要件上の疑義を有するもの/該当する項目がないもの）と見直す必要がないもの（単に事業者のリソース・開発期間の不足によるもの）を峻別する※。

※ 「事業者のリソース・開発期間の不足」に分類されるものであっても、自治体から機能継続要望がある残存機能については、総合的に検討を深める

- その上で、「① ベンダの観点」に該当する項目がないものについては、「② 総務省の観点」「③ 自治体の観点」から実装区分等の見直しの要否を判定する。



※ 「事業者のリソース・開発期間の不足」に分類されるものであっても、自治体から機能継続要望がある残存機能については、総合的に検討を深める

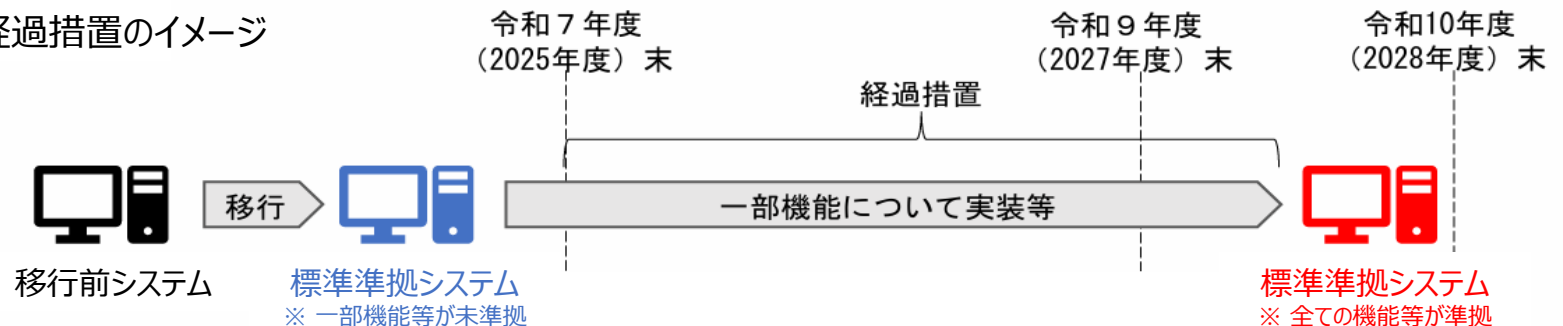
(参考) 一部機能経過措置について

- 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和 6 年12月閣議決定）（以下「基本方針」）では、令和 7 年度末までに開発・実装等が間に合わない一部の機能・帳票（以下「機能等」）について、「円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設ける」とされている。
- 具体的には、事業者からの申請に基づき各制度所管省庁が認めた機能等については、遅くとも令和10年度末までに機能標準化基準に適合することが求められている。

一部機能経過措置の類型

分類	標準化基準上の機能等の扱い	標準化基準への適合の状況
未実装 機能等	実装必須機能	令和 7 年度末までに開発・実装することができていない機能等
残存 機能等	実装不可機能 (標準化基準に規定されていない機能を含む)	令和 7 年度末までに削除することができていない機能等

(参考) 一部機能経過措置のイメージ



-
1. 第28回検討会（R8.7.30）の振り返り
 2. 個別の機能等に係る実装区分等の見直し

個別の機能等に係る実装区分等の見直しの全体像

- 本検討会で取り扱う各仕様書（住記・印鑑・戸籍附票）における一部機能経過措置の対象機能等329件（住記：181件、印鑑：62件、戸籍附票：86件）について、経過措置の申請を行っているベンダへ書面ヒアリングを実施。
- ヒアリングを踏まえ、専ら「見直しの観点」における「事業者のリソース・開発期間の不足」として分類することが適当と考えられる機能等は251件（住記：116件、印鑑：50件、戸籍附票：85件）であり、これらについては見直す必要がないものとして整理。
- 「事業者のリソース・開発期間の不足」として分類しなかった機能等78件（住記：65件、印鑑：12件、戸籍附票：1件）について、実装区分等の見直しの要否を検討した結果、うち5件については、実装区分等の見直し（仕様の明確化を含む）を行うことが適当と整理。

※いずれも機能ID単位でカウント

【実装区分等の見直し結果（総括表）】

機能（293件）			帳票（36件）		
専らリソース不足によるもの	リソース不足以外によるもの		専らリソース不足によるもの	リソース不足以外によるもの	
	見直し等を行うもの	見直し等を行わないもの		見直し等を行うもの	見直し等を行わないもの
223件	5件 仕様の修正：1件 実装区分の修正：1件 考え方の明確化：3件	65件	28件	0件	8件

これらのうち説明を要すると考えられるものについて次頁以降で取り上げて説明（10～17頁）
 ※ 本資料で取り上げなかった機能等に係る見直しは、資料2～4を参照

仕様書名	仕様書上の記載位置			機能ID	類型
	大分類	中分類	小分類		
住民記録	4 異動	—	4.0.6 本籍入力補助	0010142	未実装機能

【機能要件（関係部分のみ）】

再転入者で、転出時の本籍地をデフォルトで表示する場合において、**市町村合併で現在存在しない本籍地は、表示されないようにすること。**

【ベンダ見解の概要】

「市町村合併で現在存在しない本籍地」について、市町村合併によって現存しないのか、その他理由（以下のように様々）によって現存しないのか判断できない。

- ・町名変更・字廃止
- ・住居表示導入による表記制度変更
- ・明治～戦前地名の存続による歴史的要因 等

多種多様な理由が存在する中で、市町村合併に限定して表示しないということはシステムで判断できるものではない。

本質は、再転入時の除票引用で現在存在しない本籍地を表示させたくない、ということだと考えている（市町村合併に限定する必要はない）。そのため、標準仕様書の修正を希望する。



【見直しの観点該当性】

ベンダの観点		総務省の観点			自治体の観点			
リソース・開発 期間の不足	要件上の疑義	制度上の要請	政策的観点	影響団体数	住民サービスへの 影響	事務運用への 影響	機能継続要望	生産性向上
○	○							

【検討会の考え方】

本機能について、本籍地が現存しない理由を市町村合併のみに限定することを意図した機能ではないことから、**実装区分の変更は行わないが、機能要件の記載を以下のとおり修正する。**

「再転入者で、転出時の本籍地をデフォルトで表示する場合において、**市町村合併等**で現在存在しない本籍地は、表示されないようにすること。」

仕様書名	仕様書上の記載位置			機能ID	類型
	大分類	中分類	小分類		
住民記録	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	0010288	未実装機能

【機能要件（関係部分のみ）】

4.1（届出）から4.5（外国人住民のみに関係する異動）に規定する異動処理の取消しができること。そのため、**取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること**。その際、4.0.1（異動者）の例により、全部又は一部の区分により、対象者を選択できること。
異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とすること。復元した後、続柄等の修正やデータを追加する必要がある場合にあっては、職権修正により対応する。[略]

【ベンダ見解の概要】

住記標準仕様書とJ-LIS既存住基システム改造仕様書の矛盾のため一部実装できない。
「取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。」について、異動履歴から選択して自由に特定時点に異動取消しできると住基ネット・他業務に多大な影響がある（※）ため標準仕様書どおりの実装はできない。
※ 一足飛びに任意の時点に戻す方法は住基ネットに存在しない。また、住基ネットに限らず機能別連携仕様による他システムへの連携においても、任意の時点に戻すという要件を単純に実装すると多大な影響がある。特に、転入⇒転居⇒死亡のように増減異動が存在する中での一足飛びでの復元（死亡の状態から転入に戻す）は、課税や資格などの他業務への影響を考慮すると非現実的である。
そのため、本要件は「選択できる異動履歴は、増減異動を挟まないこと」等の前提条件を付けるべきと考える。

【見直しの観点該当性】

ベンダの観点		総務省の観点			自治体の観点			
リソース・開発期間の不足	要件上の疑義	制度上の要請	政策的観点	影響団体数	住民サービスへの影響	事務運用への影響	機能継続要望	生産性向上
○	○		○					

【検討会の考え方】

本機能について、実装区分の変更は行わないが、本機能は一足飛びでの復元ではなく、最新履歴から取消しの対象となる異動履歴まで遡って取消しの履歴を上積みする仕様を想定していることから、これを明示するために、【考え方・理由】の欄に以下のとおり補記する。
「なお、「取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できる」とは、異動履歴データの任意の履歴を選択した上で、最新の異動履歴から取消しの対象となる異動履歴まで遡る順序で取消し履歴を上積みする機能を想定している。」

仕様書名	仕様書上の記載位置			機能ID	類型
	大分類	中分類	小分類		
住民記録	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.1 CSへの自動送信	0010328	未実装機能

【機能要件（関係部分のみ）】

住基ネット共同利用に対応し、CSサーバで受信した電文を、構成自治体に振り分ける機能を備えること。

【ベンダ見解の概要】

（ベンダ①）

住基ネットCSは、共同利用であっても連携できるポート数は1つのみとなっている。これにより、例えば構成団体A,B,Cの3団体が住基ネット共同利用をしたとしても、CSと連携できるのは1つのみとなるため、A～Cの住記システムだけでなく、A～Cのデータを束ねてCSに連携する中継サーバが必要となる。この点に関して、コストメリットが薄くかつ運用もしづらいというデメリットがある。

また、構成団体ごとにガバメントクラウドへの移行時期はバラバラのため、共同利用を継続する場合はオンプレの団体とガバメントクラウドに移行した団体とでの混在期間が必ず発生する。一つの共同利用団体で、両者が混在し環境の運用方法及びセキュリティ事項が全く異なるため、手間が非常に大きくなる。

以上のことから、標準化に伴い共同利用を解散する団体が大半で、弊社でも継続の意向があるのは1団体（構成団体2市）のみとなっていることから、標準オプション機能と位置付けるのが妥当である。

（ベンダ②）

住基ネットの共同利用については、弊社の各自治体では現在実施しておらず、当面も共同利用の予定はない。しかしながら、今後、共同利用を希望する自治体が出てくる可能性を踏まえ、本機能については標準オプションの位置付けに変更していただきたい。

【見直しの観点該当性】

ベンダの観点		総務省の観点			自治体の観点			
リソース・開発期間の不足	要件上の疑義	制度上の要請	政策的観点	影響団体数	住民サービスへの影響	事務運用への影響	機能継続要望	生産性向上
				○				

【検討会の考え方】

本機能については、住基ネットCSの共同利用を行っている自治体が限定的であるとの見解を踏まえ、機能に係る業務を実施している自治体が限定的なものとして、実装区分を標準オプション機能に変更する見直しを行う。

仕様書名	仕様書上の記載位置			機能ID	類型
	大分類	中分類	小分類		
住民記録	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	0010025	残存機能

【機能要件（関係部分のみ）】

【実装不可機能】
みなし生年月日等を作成できること。

【ベンダ見解の概要】

年齢計算のためにはみなし生年月日が必須であるため。住記標準仕様書ではみなし生年月日を【実装不可機能】としているが、生年月日不詳の場合の年齢計算の標準仕様を提示していただかないと機能削除はできない。

例）生年月日：19990000と月日不詳の場合、年齢を加算する基準日は1/1となるのか？12/31となるのか？の標準仕様はない。

→年齢計算基準日をきめる標準仕様がないため、職員または団体による確定が必要となっているので削除できない。



【見直しの観点該当性】

ベンダの観点		総務省の観点			自治体の観点			
リソース・開発期間の不足	要件上の疑義	制度上の要請	政策的観点	影響団体数	住民サービスへの影響	事務運用への影響	機能継続要望	生産性向上
○	○							

【検討会の考え方】

本機能については、日付が「不詳」の場合、内部的に保有する日付に基づき年齢計算を行うこと、当該日付を他システムに連携する場合には「不詳」である旨を明示して連携することを想定していることから、実装区分の見直しは行わないが、【考え方・理由】の欄に以下の2文を補記する。

- ・「生年月日が不詳である場合、住民記録システムにおける年齢の算定は、内部的に保有する日付に基づき判断する。」
- ・「なお、連携するシステムに対し内部的に保有する日付を連携する場合は、「不詳」である旨を明示すること。」

仕様書名	仕様書上の記載位置			機能ID	類型
	大分類	中分類	小分類		
戸籍附票	10 共通	10.7 印刷	－	0040216	未実装機能

【機能要件（関係部分のみ）】

戸籍附票システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を備えること。

【ベンダ見解の概要】

自治体のセキュリティポリシーにより、ハードコピー（画面印刷）機能の利用が制限または禁止されている場合があり、自治体との調整も必要となる。



【見直しの観点該当性】

ベンダの観点		総務省の観点			自治体の観点			
リソース・開発 期間の不足	要件上の疑義	制度上の要請	政策的観点	影響団体数	住民サービスへ の影響	事務運用への 影響	機能継続要望	生産性向上
○			○					

【検討会の考え方】

本機能について、自治体のセキュリティポリシーの該当の記載は、「機能の有無」ではなく「機能の利用の可否」を定めていると考えられることから、実装区分の変更は行わない。その上で、当該考え方について、住民記録システム標準仕様書「10.7印刷」の【【考え方・理由】】の欄（※）に以下のとおり補記する。

※ 戸籍附票システム標準仕様書「10.7印刷」の【【考え方・理由】】には「住民記録システムに準ずる。」と記載されていることから、住民記録システム標準仕様書の該当箇所に考え方を補記する。

「なお、当該機能の実装は必須としているが、各自治体において設定しているセキュリティポリシー等により利用を制限することは妨げない。」

仕様書名	仕様書上の記載位置			機能ID	類型
	大分類	中分類	小分類		
住民記録	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	0010538	未実装機能

【機能要件（関係部分のみ）】

年月日は、暦上日に限り、許容すること。

ただし、1.1.1（日本人住民データの管理）、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち1.1.1（日本人住民データの管理）に規定する生年月日、住民となった年月日、住所を定めた年月日、改製記載年月日、改製消除年月日及び外国人住民となった年月日並びに1.2.2（異動事由）に規定する項目のうち**出生、死亡又は失踪に係る異動日**については、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）も許容するとともに、以下に規定する不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。[略]

【ベンダ見解の概要】

住基ネットCSではそもそも出生と失踪に係る異動日に対して、暦上日以外を許容していない。J-LIS既存住基システム改造仕様書では以下の通り定められている。

生年月日以外の日付は、死亡における異動年月日を除いて、暦にない日付を設定することはできない。

ただし、死亡における異動年月日の場合でも、暦にない日付としては、不明(年月日とも不明、月日不明、日不明)以外を設定することはできない。

住記標準仕様書の通りに暦上日以外を許容してしまうと、出生と失踪宣告の際に連携する本人確認情報が全てCSでエラーとなる。運用として許容することはできない。そのため、出生と失踪に係る異動日については非暦上日を許容するべきではない。

【見直しの観点該当性】

ベンダの観点		総務省の観点			自治体の観点			
リソース・開発 期間の不足	要件上の疑義	制度上の要請	政策的観点	影響団体数	住民サービスへの 影響	事務運用への 影響	機能継続要望	生産性向上
○	○							

【検討会の考え方】

本機能については、暦上日以外の日付について必要な変換を行った上で連携することを想定している（※）ことから、見直しを行わない。

※ 既存住基システム改造仕様書は住民記録システム内部でのデータ型まで規定するものではないことから、機能ID 0010023に「住基ネットに送信する際は必要な変換を行うこと」と記載があるとおり、必要な変換を行った上で連携することを想定している。

仕様書名	仕様書上の記載位置			機能ID	類型
	大分類	中分類	小分類		
住民記録	-	-	-	-	残存機能

【機能詳細】

令和8年1月以前の改製除票データを、現行のデータレイアウトで管理し、現行の帳票レイアウトで発行する機能。

【ベンダ見解の概要】

・改製除票システムのデータを住民記録システム本体で実装予定の機能ID0010013へと適合するように移行することは以下の理由により非現実的である。なお、当該機能（＝改製除票システム）を削除すれば現行住民記録システム以前のホストシステムで管理していた除票が確認できなくなる。また、現在市民に窓口で発行している帳票を発行できなくなる。

【経緯】

・当初想定していた住民記録システム本体の改製除票連携案は標準仕様を満たしていないと判断。対応方針決定後、影響調査やそれに要する時間、住民記録システム本体への対応を優先している状況下でのSEリソース等を考慮すると、令和8年1月時点での対応は困難。

・現行住民記録システムへ他社ホストシステムからの再構築を行った際にも、改製除票システムの統合は検討されたが、難易度が高くこれまで実現されてこなかった。

【現行住民記録システムと改製除票システムの統合が困難と判断した具体的な理由】

・改製除票の中には文字列で登録されている情報が多く存在しており、住民記録システムへ統合するには改製除票システムで管理する情報だけでは移行に必要な情報が不足するため、住所などの文字列からのコード作成や、氏名や住所などで移行先のシステム突合などの対応が必要となる。

・複数ある住所項目のうち一項目を対象に簡易的な事前調査した結果、少なくとも世帯合併、世帯分離の異動について系統的に移行データを作成できないことが判明し、その数は約38万件に上ることが判明した。他にも移行できないデータがどれくらい存在しているか調査・分析する必要があり、さらに膨大になることは明白である。

・移行できないデータは人の手で1件ずつ調査する必要があるが、ホストシステム時代に作成されたと考えられる誤字やシステムにて判断の難しい同姓同名などが含まれる。誤字は系統的に誤字と判断することが不可能であり、妥当性の確認が難しい状況で職員は膨大な移行後のデータの妥当性を検証する必要がある。

【見直しの観点該当性】

ベンダの観点		総務省の観点			自治体の観点			
リソース・開発期間の不足	要件上の疑義	制度上の要請	政策的観点	影響団体数	住民サービスへの影響	事務運用への影響	機能継続要望	生産性向上
○						○		

【検討会の考え方】

本機能について見直しを行わない。

除票の管理については検討会でも重点的に議論された内容であり、除票の保存年限である150年の間にベンダ間でのデータ移行が発生し得ること等を踏まえデータベースの構造が定義されていることから、このような考え方に反する機能を標準仕様書に追加することは適当ではない。

なお、標準化基準施行前に除票となったものについては、住民票の除票の写しや住民票除票記載事項証明書を当時の帳票レイアウトで出力することは差し支えない。

仕様書名	仕様書上の記載位置			機能ID	類型
	大分類	中分類	小分類		
印鑑登録	4 異動	—	4.0.3 審査・決裁	0020077	未実装機能

【機能要件（関係部分のみ）】

印鑑の異動処理に係る仮登録及び本登録を行えること。異動入力した内容は仮登録として、審査（決裁）により本登録とする。[略]

【ベンダ見解の概要】

弊社ユーザから仮登録、本登録の機能について必要性はないと意見を頂いている。
他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は開発工数が多く優先度を優先度を下げている。令和7年度末までに間に合わない。

当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。

弊社のユーザから「印鑑業務において審査・決裁をシステム上で分けて行う必要は無い」との意見が挙がっていることから、当機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。

【見直しの観点該当性】

ベンダの観点		総務省の観点			自治体の観点			
リソース・開発 期間の不足	要件上の疑義	制度上の要請	政策的観点	影響団体数	住民サービスへの 影響	事務運用への 影響	機能継続要望	生産性向上
○			○	○				

【検討会の考え方】

本機能については見直しを行わない。
印鑑登録の審査・決裁機能については、第11回分科会、第10回検討会で議論され【考え方・理由】にもその必要性が明記されている。
（「責任者の審査（決裁）がないまま登録することは自治体による公証制度である以上想定されず、複数の者によるチェックを受ける等一定のプロセスや組織としての意思決定が必要であることから、審査（決裁）機能は実装必須機能とする。なお、審査（決裁）を実施する方法について本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか責任者が確認するプロセスを経ること、また記録することで、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。」）。

実装区分等の見直しに係る今後のスケジュール

